

## 令和5年7月農業委員会定例会議事録

日時	令和5年7月13日（木）午後1時30分～午後2時37分
場所	さぬき市役所3階 301・302  議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1～3号）
日程第3	非農地証明願いについて（会長提出議案第4号）
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について（会長提出議案第5～7号）
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第8～11号）
日程第6	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第12号）
日程第7	農業経営改善計画の審査について（会長提出議案第13号）
日程第8	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 17 芳竹和政 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	16 藤澤 明
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし





以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

まず最初、●●地区、お願いします。

松岡浩二委員 会長提出議案1号ですが、この農地は●●さんが何十年も、耕すだけ、何も作ってなくて耕すだけを年に2回ほどやっていた場所です。今後はもう果樹でやっていきたいということで、特に問題ないと思います。

議長（会長） 続きまして、●●地区、お願いします。

岡村義弘委員 2号議案について説明します。これは●●●●さんが親で、現地は子どものために分筆して造成したものですけど、その造成したときに、田2筆を地上げしとるもので、それが畑、現況は畑で野菜などをどんどん作っています。入り口の用水口は川に沿ってあるんですけど、それが今後はもう、水の管理は井戸水を使ってやるという状況です。周りはコンクリの畔で止まっていますので、異常はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

岩澤佳宣委員 3号議案ですが、事務局の言うとおりに、今まで●●●●●●さんが作っておられたところで、農業廃止ということで、所有権移転を伴う項目になっております。別に問題ないと思われしますので、皆さんご審議をよろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第3号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第3号につきましてお諮りします。議案第1号から第3号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第3号を原案のとおり認めることと致します。

日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第4号を議題とし、上程致します。





るため申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

大塚ノブ子委員 ご報告いたします。

第5号議案、●●●様の件につきましては、私たち7月8日に現地確認を行いました。それは、地図を見ていただいたら分かりますように、宅地の西側に墓地があります。この墓地と宅地の間にこの畑の、今回提出しました畑の用地があります。この畑の用地と既存宅地の中で一部無断転用があります。それを是正するために提出されたそうです。私たちこれはよろしいのではないかと認めることにしました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

続いて、第6号議案につきまして、●●●●様、この方はお父様の代からこれ無断転用していたんだらうと思います。今回、息子さんの家にするために家を改造しておりました。それでその土地が無断転用だということが分かって、転用の是正をすることでこの書類が出てきました。私たちよいのではないかと判断しました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

第7号議案、同じく●●●●様の件ですけれども、これはこの方が住んでおる本宅の用地の中に、一部無断転用がありました。その是正ということで、この書類が出てきました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第5号から第7号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第5号から第7号につきましてお諮りします。議案第5号から第7号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第5号から第7号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第8号から第11号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。





十川隆行委員

●●●●●●の●●地区というところで、1種農地を、1種農地でも昔の1種農地やけん、ちょっとこんまい、今の基準より農地面積が足りないんです。そこを全部はぐって、広くし直すというので、産廃ですると。●●地区でも一遍したでしょう。●●地区で、1種農地をつぶってやり直す。●●地区で。あれと同じようなことを個人でしよる。個人の会社が、一企業がしようとしてる。

そのとき、1発目のやったところがちょっと違法なことをしとんで、飛んどの。で、2回目のときの会社も違法なことして飛んだんやけど、1発目の分があるから完成保証をつけてくれという話をしたら、●●●●という名前が出てきた。と、県会議員の●●議員という名前が出てきた。前に議長しよったわな、これは。

その人の名前が出てきて、そのまま、僕の記憶が正しければ、そのまま終わってしもとる。その当時の専務か誰かが一応、産廃違反で捕まったというだけで終わらせた案件がございました。●●●●と見た瞬間、あ、この会社かというふうに僕は感じました。そういう会社だろうと。

事務局

産廃で埋めるという話ですか。産廃を埋めるという話ですか。

十川隆行委員

埋めるという会社の完成保証をここがしたんです。そやけど、完成保証やけど、結局何もせんと、おらんようになったという会社です。

事務局

産廃はどこにでも埋めれんと思うんですけどね。

十川隆行委員

いや、そやから、●●だって、そうやった。

事務局

いや、●●は残土です、あれは。建設残土です。

十川隆行委員

残土やな。それを、ここも残土でやったんやけど、今は産廃に変わった。あのときも産業廃棄物に来よる。一部、産業廃棄物に。残土処理だったんやけど、建材をようけ入れたんです。ほんでアウトです。出すのは構んけど、入れたらあかん。調べたら、そういうことです。●●●●じゃいうて名前が出たから、あれっと思ったんです。ただそれだけの話です。大した話じゃない。

じゃけん、その完成保証がどのくらいの効力があるのか分からんけども、一応、完成保証をつけてくれというたら●●●●の名前が出てきた。多分、●●議員の関係がある。今回この●●●●のバックに誰が話をつけたんか知らんけど。県会議員がおるんちゃうん。

事務局

整地とか、基盤整備については、現地が段々畑みたいになってるとこなんですけど、面としてはほぼ水平の農地になっていますので、もう造成として

は、整地だけして上に物を載せるという、パネルを載せていきますという申請なので、産廃を埋めるとかそういうことには、この現場に関してはならんとは思いますが。

十川隆行委員 3層ですしね、産廃を入れるようなところあらへんな。

事務局 そうです。企業としての信用みたいなのが。

十川隆行委員 そういうことです。

議長（会長） そのしたところは、太陽光はしとるんですか、上へ。

十川隆行委員 農地を産廃で埋めて、●●と同じように戻すということです。そういう、農業会議もえらい困った。

議長（会長） 農業会議は何て。

十川隆行員 崩土、あれ何でか知らんけど、面積が広いからいうんで、●●●農業委員会も、うちは関係ないとなるじゃないですか。地元農業委員会が関係ない話じゃないかと思うんですけど。地元の人も、いやいや、これは市の関係ちゃう、県じゃと言って、県としか話しとらん。そんなことあり得るんかな。僕ら農業委員しとった後やからな。もう皆、20年以上前からしよるけど、そんな話聞いたことないな思うて。●●はちょっと特殊やけん。

議長（会長） それ、いつ頃、●●は。●●はそれいつ頃やったん。

十川隆行委員 もう一番最初は20年近く前です。それがずっとそうやって、産廃して、違法なことするけん、止まるじゃないですか。香川県はすぐ止める。ほんならもう、止めた時点でもう先は埋まらん。で、次のところもそういう。また3つ目が入ってきよります。

2回目の会社のときの、1回目があったもんやから2回目は保証人つけよという話で、●●●●の名前が出てきたんです。

今回は太陽光だけやから、別に問題があるかないか、やって逃げるかもわからん。やり逃げするかもわからん。どこか入れてな。

岡村義弘委員 まあこっちでは、この前も言うたような、うちの近くでもこの前あった分が、●●の●●●が来とった。●●●の娘が名前変えて、住宅10か所ぐらい買うとる分もあるし、それから、●●でも●●●と●●●●と●●●●でもう3本の指に入るような大きな会社や。中どこでも全部しよるし。せやけん、弁護士さんも何ぼでもおるんだろな。

十川隆行委員 問題なく30年間過ごしてくれたらうれしいなという案件ですね。

議長（会長） これ、●●君からの意見が出とんですけど、皆さんどうしますか。

岩澤佳宣委員 見守るしかないんちゃう。書類は出とんじゃけど、それを後々見守るしかないんちゃう。

岩澤佳宣委員 書類上、許可はしても、後々問題が起きたら、問題が起きた時点で解消するしかないんちゃう。

事務局 一応、転用することによって後々問題が出たら、申請者、事業者で解決しますという誓約書であるとか確約書みたいなのはついているので、何か起きたらその都度がんがん言っていくしかないかもしれません。

議長（会長） それは取っとるん。

事務局 もう、どの転用にもついています。

岩澤佳宣委員 田んぼ2枚だけは借地になるんやろ。

事務局 そうです。●●さんだけは所有権移転じゃなくて借地にする言うてます。北側の2筆ですね。

岩澤佳宣委員 いやいや、地上権の設定。

事務局 地上権設定で。

岩澤佳宣委員 これは所有権移転じゃなくて地上権だけやけん、借地ということやね。

事務局 そうです。

岩澤佳宣委員 ほやけん、借地ということは、条件がそろわなんたら、もう契約のあれがあるわけでしょう。

事務局 そうですね。所有権移転、売買ではないので。

岩澤佳宣委員 売買ではないけん、いかなんたら撤去してくれということが言えるわけでしょう。

事務局 そういうことになります。

岩澤佳宣委員　ほんならもう見守るしかないんちゃう。書類上はいけとるし、今の会社がどこまで、20年前の分から変わっとるかもわからんから。ほんなら、経営者というか頭に立っとる人も代わっとるだろうし。もう見守っていくしかないと思います。

大塚ノブ子委員　工事着工完成予定年月日があるんやから、それまでは見よらないかんのかなですか。それで約束が守れてなかったら、また。

岩澤佳宣委員　そうそう。約束ができとらんだったら、もうこっちから言うしかないんで。

大塚ノブ子委員　これは期限が出とんやから、これまではもう黙って見よらないかん。

議長（会長）　入り口がそんなに広い道路でないからな。残土を持ってきて置くとか、そういうふうなんはせんと思う。

事務局　そうですね。あんまり大型車両が入れるようなところではなかったですね。

稲田俊美委員　あそこはもう沼地みたいな、使いようがない。

事務局　取排水も結構、田渡しみたいな感じで、すごい使いにくいようになって聞きました。

岩澤佳宣委員　高潮になったらいかんような土地、あれ井戸掘ったら塩水が出たところちゃうんか。あの辺へ井戸掘ったら、自分とこの、ちょっとしょっぱい井戸になってますよ。だけん、あんまり深い井戸掘れんのじゃ。

議長（会長）　現場の地図を回しよるけん、ちょっと見てから。

岩澤佳宣委員　しゃあないわ。もう見守るしかない。許可するしかないんちゃうと思います。

議長（会長）　皆さん、これどうしますか。一応、工程表も出とるし、違反したらすぐ、それでは、すぐやろうと思いますので。

岡村義弘委員　そのような議案というのは今まで何件もあつた。

議長（会長）　それでは、議案第8号から第11号につきましてお諮りします。議案第8号から第11号について異議ありませんか。

全委員　「異議なし」との声あり。

議長（会長）	<p>それでは、議案第8号から第11号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第12号を上程致します。</p> <p>なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の14番から26番が●●委員さん、51番が●●●●委員さんの関係議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。</p> <p>では、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>会長提出議案第12号について、ご説明致します。農地の貸借についての説明で、議案書5ページから7ページとなります。</p> <p>個人2件、中間管理機構23件の合計25件となっております。25件のうち新規23件、再設定2件となっております。</p> <p>25件のうち貸借権2件、使用貸借権23件となっております。貸借権の内訳としまして、10,000円が1件、3,000円が1件となっております。</p> <p>期間は、10年11件、6年10件、5年5か月1件、5年1件、3年2件となっております。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた37件について説明します。別紙のA3の総括表をご覧ください。</p> <p>貸付先は、個人14件、法人23件となっております。設定する権利等の種類は、貸借権2件、使用貸借権35件となっております。期間は、10年10件、6年26件、3年1件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等ある場合は整理番号指定の上、ご発言を願います。</p> <p>ございませんか。</p>
全委員	<p>「質疑なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の14番から26番、51番を除く議案第12号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の14番から26番、51番を除く議案第12号について原案のとおり認めることと致します。</p>



まなくなった鶏を出荷した売上が年間300万円です。こちらも5年後変更はありません。

(3)の農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地はありません。5年後も所有の予定はありません。●●さん個人で所有している農地はありますが、そちらは現在、貸して作ってもらっているそうです。また、鶏舎が建っている土地につきましては、●●さん個人名義の宅地になっております。

イの農業生産施設につきましては、鶏舎が9棟で9,350㎡と育成舎が3棟の900㎡ですが、どちらも5年後変更はありません。

●●さんは50年前から養鶏をされており、技術や経験に関しては問題ありません。有精卵を高瀬のふ化農家へ販売しているそうです。5年後の所得目標に向け、夏は換気扇や遮光ネットの設置、冬場は2重カーテンとガスブルーダーを入れることにより飼養環境を改善し、生産性を向上させます。現状の所得が1,150万円で、5年後は1,221万円を目指します。主たる従事者は●●さんと●●さんのお二人になります。

認定農業者の申請は初めてですが、経験も実績も既にある方ですので、認定農業者の新規認定についてのご審議をよろしく申し上げます。

岩澤佳宣委員

今まで個人では認定を受けとったんでしょう。

事務局

認定受けてないんです。

岩澤佳宣委員

なかったん。

事務局

はい。個人でも法人でもなかった。

続きまして、番号2番の●●●●さん。住所が●●●●●●●●●●番地、生年月日が●●●●年●月●●日生まれの●●歳です。

別紙、経営改善計画を参照してください。現在、施設野菜(イチゴ)を生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産につきまして、イチゴは現在、面積が26aで生産量が10,400kgですが、5年後は面積29aで生産量13,050kgに増やす予定です。

(3)農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で、所有地の田が現状110aで、5年後も変更はありません。イの農業生産施設につきましては、ビニールハウスが13棟で3,700㎡と農舎が2棟の300㎡で、どちらも5年後変更はありません。

土耕栽培から高設栽培に変更して省力化に取り組み、収量の向上も図ります。栽培技術の継承を図りながら技術力を向上させ、品質の向上を目指します。現状の年間所得104万円のところ、5年後424万円を目指します。

●●さんのお父さんである●●●●さんが認定農業者としてイチゴ栽培をされていましたが、亡くなられたことにより、●●さんが認定農業者を新たに申請することになったものです。●●さん自身も昨年まで●●のほうに勤務されてお

り、今後は母から栽培技術を継承しながら、●●さんが残したイチゴ栽培を続けていきます。主な品種はさぬき姫になっています。

新規の認定ではありますが、こちらも実績もある農業者ですので、認定農業者の新規認定についてのご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願いします。

岩澤佳宣委員

●●さんに関しては、専業農家で、もう何年になるかな、お父さんの代からずっと専業で、養鶏業の種鶏卵というものを、私も飼っていたんですが、そういうふうなのをやっておられます。ブロイラーや何やかやの種卵、それをやっていくので問題なかろうと思います。

●●さんに関しては、●●さんのお父さんは大変おいしいイチゴを作っておられた方です。それに近づけるように頑張っていただけだと思います。

以上です。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第13号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第13号について原案のとおり承認することと致します。本日上程の議案につきましては以上ですが、日程第8 その他で、事務局、農地利用最適化推進委員の改選について、説明を求めます。

事務局

資料を配りますので、ちょっとお待ちください。

私のほうから説明させていただきます。

推進委員さんの改選なんですけども、農業委員さんの改選と併せて進めていました。選任手続についてのほうを、これまでの経緯をご報告させていただきます。

推進委員の任期につきましては農業委員さんと同様で、本年7月19日で満了となっております。さぬき市農業委員会の委員及び最適化推進委員の定数に関する条例で定められた28人の新たな委員の委嘱を行うために手続を行っております。

これまでなんですけども、農業委員会の推進委員の選任に関する規定に基づき

まして、本年2月21日から3月22日までの約1か月にわたり募集を行っております。内容としては、個人の推薦が19人、自らの推薦による者が12人の合計31人の応募がありました。

その後、当該応募者の中から推進委員の候補者を選出するために、全19地区の応募者について、会長、職務代理人、地区代表委員らにより面接を6月の5、6両日行っております。

19地区のうち、富田東と田面地区が定数2人に対して3人の応募者、富田中・南川地区が定数2人に対し3人の応募者、造田北地区が定数1人に対して2人の応募がありました。定数を超えていましたので、この3地区について、評価点数により上位の者を推進委員候補者として選定しております。

また、3地区以外の地区については定数どおりであり、また、評価点数も妥当であることから、推進委員候補へ選定しております。

今回選定した方を推進委員候補者として新農業委員の方へ申し送りしたいということで、提案しております。なお、推進委員の委嘱については、改選後の農業委員会での議決となりますので、報告します。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりましたが、今回の結果を踏まえて、新たな農業委員のもと議案として上程してよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、7月20日の臨時総会に議案としてこの28名を上程致します。ほかに事務局、ありませんか。

事務局 ないです。

議長（会長） 農地集積専門員の方、ございませんか。

農地中間管理機構 ございません。

議長（会長） 以上をもちまして、令和5年7月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（ 2時37分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1 番

署名委員 3 番